

## 議題 2

令和2年12月22日  
総務部学事課

### 就学援助制度の見直しについて（報告）

#### 1 趣旨

就学援助制度の対象者は、児童生徒の保護者で生活保護を受けている者（以下、「要保護者」という。）又は、要保護者に準ずる程度に困窮している者（以下、「準要保護者」という。）であり、後者には、本市独自の認定基準額（生活保護基準額×係数）により、「生活状態が不安定で、経済的理由により就学困難な状態にある」と認定される者が含まれている。

この認定基準額の基礎となる生活保護基準額が平成元年度のままとなっていることや、申請者が負担する社会保険料を二重に考慮する運用（生活保護基準額に係数（社会保険料相当1.13）を乗ずるとともに、審査用所得の算定において別途社会保険料の実額を差し引く。）になっていることの解消を図る。

#### 〈本市の就学援助における現行の算定式〉

認定基準額は、各市町により算定方法が異なっているが、本市では、以下のとおりとしている。

$$\left[ \begin{array}{l} \text{認定基準額} \\ \text{平成元年度生活保護基準額} \\ \times 1.014 \times 1.13 \end{array} \right] \leq \left[ \begin{array}{l} \text{審査用所得額} \\ \text{世帯の} \\ \text{合計所得額} \\ - \quad \text{社会保険料} \\ \text{控除等} \end{array} \right]$$

#### 2 見直しの内容（案）

準要保護者（生活保護を受けている者に準ずる程度に困窮している者）とは、要保護者と認定するための直接的な基準は満たさないとしても、総合的に判断したときに同程度の者であることから、以下の2点の見直しを行う。

##### (1) 認定基準額算定に用いる生活保護基準額の更新・対象項目の追加

認定基準額の算定に用いる生活保護基準額が、平成元年度（平成8年度に当時の生活保護基準との乖離を是正するため1.014を乗じて修正）のままとなっており、5年に一度行われる全国消費実態調査のデータを用いて見直されている現在の生活保護基準と乖離が生じていることから、直近の令和2年度のものに更新する。

また、生活保護基準額は、現行では生活扶助や住宅扶助、教育扶助の一部（「基準額」、「学級費」）の合計額としているが、困窮の程度の総合的判断をより適切にするために、新たに、「学校給食費」、「教材代」、「交通費」を加え、現在、生活保護の要否判定に用いられている教育扶助の全項目を算入する。また、クラブ活動やボランティアなどの地域活動に要する費用を対象とした「学習支援費」を加え、当該活動の促進及び基準額の充実を図る。

##### (2) 認定基準額の算定式に用いる係数の見直しによる社会保険料控除の重複解消

認定基準額の算定式は、昭和49年度以降、文部省から示された考え方（現在は廃止）を踏まえ生活保護基準額の1.3倍とし、昭和52年度以降は、当時の特殊学級就学奨励費需要額を基礎として一定の係数（昭和52年度から昭和60年度までは1.4倍、昭和61年度から平成元年度までは1.31倍）を乗ずることとしていた。平成2年度に再び算定式の基礎を生活保護基準額に変更する改正を行ったが、その際、従前の認定基準額との均衡を考慮し、係数「1.13」を乗ずることとして、そのままこの算定式を用いている。

ところで、本市の改正から30年が経過し、社会経済情勢の変化とともに政令市における係数も様々な状況となり、現在、この係数の意義は、社会保険料の負担を考慮することにあると考えている。このため、認定基準額と所得から社会保険料等を差し引いた審査用所得とを比較することとしている現行の算定式は、結果として、社会保険料等を二重に考慮するものになっている。

こうした状況の中で、社会保険料については、加入する医療保険制度の違いにより負担額に大きな差があり、これを適切に反映させる必要があることに加え、要保護者に準ずる者とは、要保護者と同程度に困窮している者と解すべきであることから、審査用所得の算定において別途社会保険料の実額を差し引く取扱いは継続することとし、生活保護基準額に乗ずる係数を「1.13」から「1.0」とすることで、重複の解消を図る。

なお、生活保護基準額に一定の係数を乗じて認定基準額を算出している政令市のうち、本市を除く18市でみると係数は「1.0～1.5」（単純平均1.17）と幅があり、「1.0」は6市である。また、別途社会保険料の実額を差し引いているのは、本市を含め3市だけである。

### 3 前記「2」の内容で見直しを行った場合の影響額等の試算

前記「2」の見直しを前提として、平成31年度の就学援助申請者の世帯情報（人数、年齢、所得額）により市立学校分の影響額等を試算した結果は次のとおりである。

なお、平成31年度の実績は、令和2年3月の一斉臨時休業による給食費減額の影響があるため、下段にその影響を補正したものを掲載している。

#### 【認定者数及び影響額の試算】

区分	平成31年度実績A	見直し（案）B	差引（B-A）	減少率
認定者数	24,304人	23,244人	▲1,060人	▲4.4%
認定率	25.8%	24.7%	(▲1.1)	-
支給金額 (国県私立を含む。)	千円 1,862,262 (1,880,609千円)	千円 1,780,322	千円 ▲81,940	▲4.4%
※一斉臨時休業による 給食費減額分の補正後 の支給金額	千円 1,921,003 (1,939,350千円)	千円 1,836,479	千円 ▲84,524	▲4.4%

※ 平成31年度実績Aのうち、認定者数には令和2年度小学校新入学学用品費の入学前支給を受けた就学前児童1,392人は含んでいないが、支給金額には入学前支給額70,435千円を含んでいる。

※ 補正後支給金額は、認定者数×給食費1食単価（小学校250円、中学校300円）×推定食数（一斉臨時休業後の3月分、小学6年、中学3年は卒業の前日まで）により算出した額を上乗せ（小学校給食費39,350千円、中学校給食費19,391千円）

#### 【世帯人数別影響額の試算】生活保護基準 令和2年10月の場合

（千円）

世帯人数	世帯構成	見直し前		見直し（案）		差引 (C-A)	増減率 (C-A)
		平成元年4月 生保基準額	認定基準額 (係数1.014 ×1.13) A	令和2年10月 生保基準額 B	認定基準額 (係数1.0) C=B+ 教育扶助項目 追加+学習支 援費		
4人	(モデルケース) 夫婦2人、中学2年、小学3年	2,701	3,095	2,840	3,067	▲28	▲0.9%
5人	夫婦2人、中学2年、 小学3年、2歳	2,941	3,370	3,008	3,236	▲134	▲4.0%
4人	夫婦2人、小学3年、2歳	2,425	2,779	2,603	2,684	▲95	▲3.4%
3人	夫婦2人、中学2年	2,242	2,569	2,504	2,651	82	3.2%
3人	親1人、中学2年、小学3年	2,234	2,560	2,484	2,712	152	5.9%
2人	親1人、中学2年	1,769	2,027	2,101	2,248	221	10.9%

#### 4 見直しにより対象外となる世帯に対しての経過措置

これまで就学援助を受けていた世帯が、今回の見直しにより就学援助を受けられなくなることがあった場合には、経過措置として以下のとおり段階的に減額して支給する。

1年目（令和4年度）：3／4、2年目（令和5年度）：1／2、

3年目（令和6年度）：1／4、4年目（令和7年度）：0

#### 5 今後のスケジュール

- |           |                      |
|-----------|----------------------|
| ・ 令和3年2月  | 教育事務システム改修予算を当初予算に上程 |
| ・ 令和3年4月  | 教育事務システム改修           |
| ～令和4年1月   |                      |
| ・ 令和4年2月～ | 新制度による申請受付、審査開始      |
| ・ 令和4年4月  | 新制度開始、保護者へ審査結果通知     |